

「国防国家」の構築と日中戦争

はじめに

本稿は、拙稿『軍財抱合』の政治過程（『歴史評論』第四〇八号、一九八四年）の続篇をなすものである。右、拙稿では、日本ファシズム体制成立期、具体的には二・二六事件から日中戦争勃発までの時期における諸勢力―軍部・官僚・財界・政党―の対抗と「抱合」の過程を分析し、林銑十郎内閣の成立から第一次近衛文麿内閣成立までの時期に、諸勢力相互の妥協と譲歩の上に「国防国家」構築の一応の基本的合意が形成されていたことを明らかにした。「国防国家」とは、当時の軍部の呼称であるが、具体的には、軍備の急速な拡充と経済の全面的編成替え―統制を梃子にした軍事化・重化学工業化を可能

吉 田 裕

ならしめるような新たな強権的国家体制構想である。本稿では、その分析をうけて、日中戦争勃発と同時に実現した「挙国一致」体制の具体的様相を追跡し、その政治的背景には、「国防国家」構築をめぐるこの基本的合意が存在していたことを明らかにしたい。それはまた、日中戦争が全面戦争へと転化せざるをえなかった要因を、国内政治過程の視角から探ることをも意味する。

一 日中戦争の勃発

1 拡大論の擡頭

一九三七年七月七日、北平郊外の芦溝橋で日中両軍の武力衝突が発生した。しかし、その後、一日には現地における停戦協定が成立し、二二日には、中国第三七師

の南方移駐が開始された。当時、中国視察中の桜内幸雄が、北平の大使館、駐屯軍、特務機関、日本人会等が「何れも事変の落着を喜び、愁眉を開いてゐる状態なのに、聊かならず面喰つた」と回想しているように、一進一退の状況を伴いながらも現地では解決の気運が濃厚だったのである。この点、二二日の在天津川越大使発広田外相宛電報も、「現地協定ノ実行ハ大体軌道ニ乘リ……廿九軍ノ挑戦的態度突発セサル限り此ノ上武力ヲ用フルコトナク協定ヲ実行セシメ得ルモノト認メラル」と報告している。

現地のこのような状況にもかかわらず、軍中央には当初から強硬な拡大論が存在していた。西浦進は陸軍省内の動きについて次のように述べている。「芦溝橋事件の第一報がきた日の夕刻……大臣官邸で上層部の密議があったらしい。編制班長……が課へ帰ってきて、大臣以下上層部の考えを次のように伝えた。『……三、四ヶ師団を動員派遣して、初動に徹底的打撃を加えて膺懲することになったからそのつもりで準備を進める』」

確かに、拡大論と並んで不拡大論も存在してはいたが、⁽⁴⁾「陸軍中央部ニ於テハ(七月)十九日夕刻『……最早帝

国トシテ決意セザルベカラザル時期ニ到達セルモノト認ム』トノ意見有力化シ、従来対支処理問題ヲ繞リテ対立ノ観アリタル陸軍ノ両派ハ合流ノ姿ト為リ、茲ニ全陸軍ノ態度一決ノ観ヲ呈⁽⁵⁾した。

重要なことは、この拡大論の立場が、「国防国家」構想と具体的な連関を有していたことである。当時の参謀本部戦争指導課長河辺虎四郎によれば、陸軍省の拡大論の中には、「兎に角国防国家を作るにも産業拡充をやるにも今の儘では政府も国民も容易に附いて来ん、……現実に戦でもあれば国民も仕方なく附いて来ん」との考え方が存在していたし、⁽⁶⁾矢次一夫も、陸軍省軍務課国内班長の佐藤賢了中佐が、「此際一氣に支那をやっつける、と同時に、日本内の産業及政治⁽⁷⁾五ヶ年計画を完成し度く思ふ」と語った旨、報告している。⁽⁷⁾この点の位置付けは、拡大論の急先鋒たる関東軍の場合、一層明確であった。関東軍司令部が七月二四日に調製した「情勢判断」⁽⁸⁾は、「此機会ニ於テ一挙国内戦時態勢ヲ整ヘ就中国国民精神ヲ作興シ総動員準備ヲ促進シ以テ鋭意将来戦準備ノ完成ニ邁進スルヲ要ス」と主張していたのである。

こうした拡大論の最大の狙いは、「事変」を名とした

膨大な軍事予算、特に臨時軍事費の獲得であり、それを梃子に第一次近衛内閣がその実施を決定していた「産業五カ年計画」(統制経済による軍需工業を軸にした重化学工業化計画)を一気に軌道に乗せることであった。芦溝橋事件当時、戦争指導課高級課員であった稻田正純は、「それでは支那事変でひと芝居打とう」ということで、それで支那事変をタネにして日本の産業の建直しを始めたいわけです」と当時を回想した上で、「支那事変だってやらにゃ予算も取れやせん、軍備充実をやれやれと参謀本部が言ったところで、そういうものは一つも引き受けられん」という声が陸軍内にあったことを指摘している。⁽⁹⁾ 以上のように軍部は、「国防国家」の構築を一気に現実化させる好機として芦溝橋事件を利用しようとしたのであった。

他方、政府の対応はどのようなものであったか。陸軍の拡大論の一つの背景にあるのは、「今次事件に関連し、もしくは事件解決と併行し、あるいは事件解決直後において、解決すべき多くの重大な問題がある」とする姿勢、すなわち芦溝橋事件を利用して対中国諸懸案事項を一挙に解決しようとする衝動であったが、同様の傾向は政府

部内にも存在した。七月一六日、近衛首相は米内光政海相に、「今次の問題解決と同時に、根本的に対支問題を解決するやうな談判を始めては如何かと思ふ」、「北支は経済開発の意味において、一層必要ありと思ふ」などと語り、⁽¹⁰⁾ 広田外相も一八日の五相会議で、「対支交渉は今や芦溝橋紛争の経緯のみにとらわれ」るべきでないと言言しているのである。⁽¹¹⁾ さらに、「事変」を梃子にした「国防国家」構築の現実化という点でも、政府と軍部との間にはそれほど距離はなかったものと考えられる。やや後の時期に属するが、九月二五日の国策研究会における講演で吉野商相は、戦争が短期に終わる可能性をも示唆しつつ、戦前は「国防経済の確立、生産力の拡充と云つても」研究段階であったが、「事こゝに至つては最早議論の余地は無い。時局が自から其の手順を付けて呉れた……目標がはつきりしてきた」と述べ、さらに、「事変は速く済んでも、国防経済の確立と云ふ問題は……まだホンの序の口であ」と指摘している。⁽¹²⁾ そこには、軍部の拡大派と同様の志向を読みとることができよう。この点は、芦溝橋事件直後における政府の諸施策をみれば、一層明らかである。

2 政府及び財界・政党の対応

芦溝橋事件に対する政府の対応は異常なほど迅速であった。七月三日には早くも政府部内で「総動員計画実施ニ関スル件(閣議決定案)⁽¹⁴⁾」が作成され、一部修正の上、二八日にはその閣議決定をみた。⁽¹⁵⁾この閣議決定は、「今次ノ北支事変ニ付テハ其ノ拡大ニ備フル為取敢ヘズ左記事項ヲ総動員計画ニ準拠シ必要ニ応ジ実施スルモノトス」として、「重要物資ノ輸出入ノ統制」、「重要不足物資ノ生産、配給、消費等ノ統制」、「金融上必要ナル措置」、「特に必要ナル一部工場事業場ノ管理」等々を掲げている。

一方、「挙国一致」体制の構築も急速にすすめられた。七月一日、政府は華北派兵の声明を発表、同日、首相官邸に新聞・通信社・放送局代表、各党代表、財界代表などを招致して政府への協力を要請した。⁽¹⁶⁾石射猪太郎は、「官邸はお祭りのように賑わっていた。政府自ら氣勢をあげて、事件拡大の方向へ滑り出さんとする気配なのだ」とその場の雰囲気を書いている。以後、政府は各種教化団体、文化団体、経済団体等々と次々に懇談して政府への協力を要請していった。例えば、七月一日、文

部省は教化団体、宗教団体の代表者を招致して時局懇談会を開催し、その場で伊東延吉文部次官は、「各団体ガ……夫々積極的ニ精神動員ニ尽シテ、国民精神ノ振作ト同時ニ、輕佻浮華ノ風潮ヲ一掃スル為最善ノ方法ヲ採ラレタキ旨希望⁽¹⁸⁾」している。

また、七月三日の閣議では、「挙国一致国民運動今後ノ計画」が風見章内閣書記官長に一任され、翌一四日には、政党员からなる政務官と閣僚との連合協議会が開催され、「国民運動の具体案につき協議を遂げた」。⁽²⁰⁾

さらに、一五日には地方長官会議が開催され、これを受けて地方レベルでも政府の方針の徹底が図られてゆく。北海道庁の場合、一九日に支庁長・市長会議を召集、席上、石黒英彦長官は、町村長、小学校長、青年学校長、公私諸団体、地方有力者と懇談を遂げるとともに「管下町村長ニ於テモ……地方有力者ト協力シ適切ナル計画ヲ実施セシメ……時局ノ認識ニ遺憾ナキヲ期」せ、と指示した。以後、この指示に基づき、「各支庁、市に於ては……夫々管下町村長会議、学校長会議、各種団体代表者懇談会等を開催し」、またこの一九日には道庁主催の新聞記者懇談会、自治体首脳者・教育関係者懇談会が、二

二日には各種団体代表者懇談会が開催されている。⁽²¹⁾ 富田愛次郎広島県知事も、二一日の各種団体代表者懇談会の席上で、「更に事態の拡大を見るに至らば勢ひ国家総動員に進展すべきことを覚悟せねばなりません⁽²²⁾」と挨拶し、岡田文秀長崎県知事の場合も七月二二日には「県民に告ぐ」の告諭を発して全庁員を非常召集し、「午後には長崎放送局のマイクを通じて、県民一般に周知せしめるといふ異常な緊張ぶりであった⁽²³⁾」。このように、現地では解決の方向に向いつつあるまさにその時期に、政府は戦時体制の構築に突進したのである。

この侵略戦争に対する財界の態度も明確であった。経済連盟会と工業倶楽部は、七月一二日の連合緊急理事會において政府支持の決議をあげ、全国産業団体連合会も一四日の緊急常任委員会で政府支持を決議した。⁽²⁴⁾ また、当時の支那駐屯軍參謀池田純久によれば、芦溝橋事件とともに各地の商工会議所などの財界人から激励電がよせられたが、「それがそろって『積極的に支那を討て』という景氣のいい電報であつた⁽²⁵⁾。まさに、「いつもは軟論の急先鋒となつて居つた財界の連中まで、今度は大多数が徹底的な強硬論を唱えて居る⁽²⁷⁾」という状況が現出し

たのである。

他方、政党の対応も同様である。七月一日、政友会、民政党は政府支援の声明を発表し、⁽²⁸⁾ 二三日召集の特別議會、さらには九月三日召集の臨時議會においても、「貴衆両院共ニ議案ノ審議真摯熱誠ニシテ皇軍將兵ニ対スル感謝ノ念強ク克ク挙国一致ノ実ヲ示⁽²⁹⁾」した。馬場恒吾も、「以前は議會は何者かに脅かされて……厭々ながらの挙国一致を装ふといふ態度であつた。然るに今日の挙国一致にはたしかに議會の方からする積極的な気分がある⁽³⁰⁾」と指摘している。こうした政党の姿勢は軍部にも大きな自信を与えたようである。西浦進は、政友会の島田俊雄など「一般の政治家」の積極的姿勢が杉山陸相に大きな励ましを与えていたとしてゐる。⁽³¹⁾

以上のように、日中戦争の勃発と同時に侵略戦争に向けての「挙国一致」が急速に実現したのであつた。グルー駐日米大使はその日記に、「それにしても現状では、満州問題の時よりもはるかに強い一致があることを、われわれは感じる⁽³²⁾」と記している。

(1) 桜内幸雄『桜内幸雄自伝蒼天一夕談』、一九五二年、四〇〇—四〇一頁。

- (2) 『支那事变善後措置』(外務省外交史料館所蔵)。
- (3) 西浦進氏追悼録編纂委員会『西浦進』、一九七一年、五三五頁。
- (4) ただし、それも小林英夫「日中戦争史論」(浅田喬二編『日本帝国主義下の中国』、一九八一年)が指摘するようには、「両者の違いは、中国を侵略するか否かにあるのではなく、侵略するタイミングと範囲にあった」。
- (5) 軍令部『大東亜戦争海軍戦史』本紀巻一、一五一頁(防衛庁防衛研修所戦史部所蔵)。
- (6) 「河辺虎四郎少将回想応答録」、一九四〇年(小林竜夫ほか編『現代史資料12』、一九六五年)。
- (7) 『大蔵公望日記』第二巻、一九七四年、三四〇頁(七月二十九日の項)。
- (8) 『支那事变』第三〇巻(外交史料館所蔵)。
- (9) 『稲田正純氏談話速記録』、一九六九年、一二八頁。この点で、八月に陸軍省予算班長に就任した西浦進が、予算の裏づけがなければ資本家を軍需産業拡充の方向に向わせることは困難であるとして、「予算を取らなければ……空証文をいくら出してみたってなんにもならないというのが私の見解だった」と回想しているのは興味深い。(『西浦進氏談話速記録(上)』、一九六八年、一九一—一九二頁)。
- (10) 七月一日、省内に示された杉山元陸相の所見(杉山元帥伝記刊行会編『杉山元帥伝』、一九六九年、六二頁)。
- (11) 米内光政手記(緒方竹虎『二軍人の生涯』、一九五五年、二八—二九頁)。
- (12) 田中新一「日華事变拡大か不拡大か」(『別冊知性5』、一九五六年)。田中は当時の陸軍省軍事課長。
- (13) 吉野信次述『国防経済政策について』、一九三七年、二二—二四、二七頁。
- (14) 『昭和二十一年経済統制各種資料』(通商産業省商工政策史編纂室所蔵)。
- (15) 内閣官房総務課資料『昭和十二年七月以降 資源局会議書類』(国立公文書館所蔵)。
- (16) 『東京朝日新聞』一九三七年七月二日付。以下、『東朝』と略記。
- (17) 石射猪太郎『外交官の一生』、一九五〇年、二七二頁。
- (18) 『文部時報』第五九二号、一九三七年。
- (19) 情報局「情報局設立ニ至ル迄ノ歴史(上)」、一九四一年(石川準吉『国家総動員史』資料篇第四、一九七六年)。
- (20) 『同盟旬報』第一巻第三号、一九三七年。
- (21) 北海道庁『支那事变銃後援誌』第一編、一九三八年、一一—三九頁。
- (22) 広島県『支那事变誌』、一九四二年、二九頁。
- (23) 岡田文秀『怒濤の中の孤舟』、一九七四年、二二五頁。
- (24) 『日本工業倶楽部会報』第二八号、一九三七年。
- (25) 『全国産業団体連合会会報』第六号、一九三七年。
- (26) 池田純久『日本の曲り角』、一九六八年、八五頁。
- (27) 城南隠士「国民の覚悟はよいか」(『文芸春秋』一九三

七年九月特別号)。なお、この点に關し、井本熊男『作戦日誌で綴る支那事変』、一九七八年、一八五頁、を参照。

(28) 『東朝』一九三七年七月二日付。

(29) 参謀本部編『支那事変陸戰概史』上篇、二五〇頁(発行年欠落)。

(30) 馬場恒吾「事変下の議會」、『改造』一九三七年一〇月号)。

(31) 前掲『西浦進氏談話速記録(上)』、一八二—一八三頁。

(32) ジョセフ・C・グルー著、石川欣一訳『滯日十年』上巻、一九四八年、二七九頁(七月一三日の項)。

二 日中戦争の全面化

1 統制経済への移行

右のような国内状況に支えられながら、政府及び軍部は軍事行動を次々に拡大していった。七月二十七日には閣議で内地三個師団の動員派兵が決定され、海軍もこの日、省部の協議の結果、「対支全面作戦ニ対スル準備ヲ行フコト」⁽¹⁾を決定、さらに八月一三日には上海で日中兩軍の武力衝突が発生したが、翌一四日の閣議では、「全面的戦争準備に移るべきだ」、「戦時体制確立の時である」などといった強硬意見が相つき、杉山陸相も、「戦時体制

の促進は、情勢がいかにようになろうとも極めて必要であり、早期実現を図りたい」⁽³⁾(傍点—引用者)と発言した。こうして、一五日には「暴支膺懲」の政府声明が発せられ、日中戦争は日中兩國の全面戦争に發展する。

財界もまた、結戦の軍事的勝利に眩惑されて全面戦争化と共に伴う国内改革を承認した。九月二一日の思想実務家会同において勝山内匠検事は、大阪方面の状況についてふれ、華北戦線の進展に伴い、「経済界は頃に明朗性を加へまして、経済界の幹部の間に於ては、北支の経済開発に付ての問題が新たに提唱せられるに至りました」⁽⁴⁾と報告している。さらに、八月二四日、経済連盟会は時局懇談会を開催、これには財界巨頭の他、賀屋興宣蔵相、吉野信次商相が出席したが、席上、「経済界モ戦時体制樹立ノ必要ニ迫ラルルニ至ツタ從ツテ財界トシテモ愈々ココニ本腰ヲ据ヘテ政府ノ方策ニ順応シ……協力スル必要ガアル」との点で意見の一致をみたものと伝えられた。また財界の意向については、「金融、貿易、海運、其ノ他重要産業ノ統制ハ当然ニシテ且ツ必要ナルモ、政府独自ノ考案ニヨル天下リ式統制ハ絶対不可ナリトシテ政府ノ援助ニヨル当業者ノ自主的統制ヲ要望シツ、ア

ル模様」と観測されている⁽⁵⁾。

このような状況の中で九月一〇日には、臨時資金調整法と輸出入品等臨時措置法が公布され、両法を梃子に日本経済は、戦時統制経済の段階へと本格的に移行する。重要なことは、両法の制定が近衛内閣成立時に、すでに大蔵省内で構想されていたことである⁽⁶⁾。特に臨時資金調整法については迫水久常も、日中戦争前からその制定を構想しており日中戦争の開始如何にかかわらず「施行を考えた⁽⁷⁾」とし、賀屋興宣も日中戦争がなかった場合でも、「同様の趣旨のものを作らなければならな⁽⁸⁾」かったと回想している。

同時に、こうした国家統制の強化に際しても、林内閣成立から第一次近衛内閣成立にかけての時期に明確にされた民間の「自治的統制」という原則が可能な限り尊重されていることに注目しなければならない。臨時資金調整法に關しても、その「實際の運用の大部分は各金融機関による『自治的資金調整』によって行われ、統制強化も日銀との協賛範囲を漸次拡大するという形で行われた⁽⁹⁾」。賀屋もこの点に關連して、「施行上の一つの重点は世間では官僚統制をきらうので、施行は日本銀行に任せ

ることにした⁽¹⁰⁾」と述べている。

さらに吉野商相も、九月二五日の先の講演の中で、統制は「どうしても当業者の方々にやつて戴かなければ、うまく行かぬ」とした上で、政府諸機関への財界人の参加と協力とを訴えている⁽¹¹⁾。まさに、「觀念的な国家統制主義も挙国一致の立場から強ひて自己を主張することをやめて、所期の目的を達し得る限り、一応民間の自治統制に地位を譲り、いはゆる官民の抱き合ひが実現した⁽¹²⁾」のである。加えて九月二一日には、民間の有力経済団体によって経済団体連盟が結成されたが、これは財界の政府への協力姿勢を具体化したものに他ならなかった。事実、一〇月四日の吉野商相との懇談の中で郷誠之助会長は、「経済団体連盟の目的は非常時経済立法の円滑なる遂行に支援協力を期し各経済団体を統一して政府の方針に應じて時局対策を樹てんとするものであるからなるべく本団体を利用されたい⁽¹³⁾」と要請している。

2 民衆動員の本格化

日中戦争の勃発とともに、満州事変期をはるかに上まわる戦争支持熱が全国を吹きあれる。陸軍が受理した国防献金の額は、一九三一年一二月から一九三七年七月一

○日までの総額一八、二六一、五〇七円に対し、一九三七年七月から翌年五月までの総額は、二二、六六九、二三七円にも達した⁽¹⁴⁾。また、陸軍の受理した恤兵金(含各部隊直接受理分)も、一九三一年九月から翌年九月までの総額四、六七二、八二〇円⁽¹⁵⁾に対し、一九三七年七月から翌年七月までの総額は、一五、七七三、一四八円に達する⁽¹⁶⁾。この相違は、二つの戦争の動員兵力の格差を反映するとともに、その間における民衆動員政策の進展を端的に物語るものといえよう。デール・コリントンは、今度の場合のように「日本国民が完全に、歩調を合してゐるのを見たことはない」とした上で、その理由について、「第一には、日本に於ける輿論動員の技術がすばらしく改善されたためである。……国家の報道機関の改善や、愛国諸団体の活動や、久しい以前からの国体明徴運動等の結果、問題はいつそう簡単になつてゐた⁽¹⁷⁾」と指摘している。

そして、このような戦争支持熱を上から造出する機能を担ったのが、九月二日の閣議決定「支那事変ニ適用スベキ国家総動員計画要綱」に基づき、林内閣期に策定された「国民教化運動方策」並びに「時局ニ関スル宣伝方策」の実施として開始された国民精神総動員運動であつ

た。

この精動運動の特徴は第一に、実践性の重視である。註(18)の文部・内務次官通牒はその指導方針について、「要ハ日本精神ノ発揚ニ依ル拳国一致ノ体現並ニ非常時財政経済ニ対スル拳国的協力ノ実行ヲ主眼トスルモノニシテ運動ノ本旨ハあくマデ実践ニ存ス」としている。この点は、戦時財政経済政策上の要請を直接に反映したものと見えよう。

第二には、多数の全国団体が加盟して結成された政府の外郭団体、国民精神総動員中央連盟を中心に、教化団体など各種団体の組織化・統制化が図られたことである。中央連盟は、「意思の疏通を計るために、各加盟団体より事務連絡員の推薦を得、……本連盟の運動を最も敏速に且つ徹底的ならしむるやう⁽¹⁹⁾」努めている。また、連盟の通達は必ず加盟団体の機関紙に掲載されたが、「加盟団体の機関紙は、加盟団体が大きく、且つあらゆる団体を網羅してゐるため、従来の運動宣伝の如く市町村で止ることなく、地下浸透して各家庭まで行き亘る効果が著⁽²⁰⁾」しかった。さらに、各地方レベルでも行政機関が各種団体や地方有力者に対する指導・統制に大きな力を注い

だ。広島県の場合、一九三八年三月までの時期に主なものをあげるだけでも、「市町村長、中小学校長、各種団体長、其他市町村ニ於ケル指導的地位ニアル者」を対象とした精動協議会は二一回、「婦人団体長及婦人教職員並ニ市町村ニ於ケル指導的地位ニアル者」を対象とした精動婦人協議会が二一回、青年学校長会が一回、町村長、青年団長、青年学校長などを対象にした軍役作業奉仕実施協議会が二回、それぞれ県主催で開催されている。⁽²¹⁾

第三には、民衆動員のための実践網とマス・メディアへの着目である。八月二四日閣議決定の「国民精神総動員実施要綱」⁽²²⁾では、「市町村ニ於テハ総合的ニ且部落又ハ町内毎ニ実施計画ヲ樹立シテ其ノ実行ニ努メ各家庭ニ至ル迄滲透スル様努ムルコト」とされ、さらに、各種言論機関への協力要請、ラジオの利用、「文芸、音楽、演芸、映画等関係者」への協力要請が規定されている。

以上のような形で展開された精動運動は、かつてない規模の民衆動員に成功した。一九三七年九月から翌年九月までの時期に、道府県主催の「講演会・講習会其ノ他」は、一六、二二五回（北海道、岩手を除く）、出席人員五、七六〇、〇九八名（北海道を除く）、市町村主催の

それは一一七、五一三回（北海道、岩手を除く）、出席人員三〇、六六三、〇五五名（北海道を除く）、この間の勤労奉仕参加人員は三〇、三〇三、五四七名にも達する。⁽²³⁾

なお、ここでは運動の実際の展開に関連して次の二点に注目しておきたい。一つには民衆動員における在郷軍人会の比重の低下である。精動の開始に際して在郷軍人会本部は、それへの協力を指示したが、その際、「従軍準備ノ完成殊ニ心身ノ鍛錬、軍事能力増進ニ関スル事業」という会の「重点ヲ顧念シ本末顛倒ニ陥ラサル如ク……適宜考慮ヲ払フコト」に注意が促された。⁽²⁴⁾ さらに、一月一九日の連合支部長会議において井上幾太郎会長は、「支那事変勃発以来、会員の応召者は日を逐ひて増加の状況でありましたので、本会としては未入営補充兵の徹底せる教育を急務と認め、指導の重点を此方面に向けて実施し来りつゝある」と述べている。会員応召者の増大という状況もあって、在郷軍人会は民衆動員の機能を低下させ、軍の補助的訓練機関としての性格を強めたのであった。

しかし、重点とされた未入営補充兵教育も「各団体共指導適任者ノ応召財政的逼迫等ニ依リ教授力激減シ且教

育ノ施設又困難ナル実情⁽²⁶⁾」にあり、この結果、在郷軍人会は地方行政機関への依存を強めてゆく。一九三八年二月二八日、在郷軍人会本部は各地方長官に、「各自治体ノ協力援助ヲ希求スルコト從來ニ比シ更ニ切ナルモノ有之⁽²⁷⁾」として、未入営補充兵教育への協力を依頼している。このように、従来、民衆動員政策の牽引車の役割を果たしてきた在郷軍人会の比重は低下し、すでにみえてきたような「政府総がかり」による動員にとって代わられるのである⁽²⁸⁾。

注目すべき問題の二点目は、マス・メディアが精動の中で大きな役割を果たしたことである。映画の利用については各県から、「映画宣伝教化力ノ効果大」(岩手県)、「映画ニ依リ一般民衆ニ呼ビカクルノ事ハ最モ効果的」(富山県)、「映画ハ民衆ニ及ボス影響最モ大」(山梨県)、「映画ニ依ル宣伝方法ハ一般大衆ニ最モ効果多キ」(三重県)、「映画利用ニ依ル敬蒙並ニ実践ノ勸奨ハ有効」(兵庫県)、「国策ニ順応セシメントタメニハ巡回映画ニ因ルヲ最モ効果的」(鹿児島県)などと報告されている⁽²⁹⁾。

ラジオに関しては政府によるその本格的利用が一九三七年から開始される。二月一日、林首相は、「紀元節

を奉祝し政綱を述べ」との演題で、近衛首相も七月二七日、「政府の所信」、九月五日、「帝国政府の決意」との演題でそれぞれ放送を行なったが、これら一連の放送は、「総理大臣が自ら立つて政策の声明をなすといふ全く画期的の放送」であり、「多年懸案の政治放送に一步前進を示したものであった。また、日中戦争が開始されるとラジオは次々に臨時ニュースを放送し(七月一日には一日七回)、七月一四日からは、午前六時二五分より五分間のニュース時間を特設、二九日からは定時ニュースの時間を一〇〜一五分延長した。さらに教養放送に關しても、「政府諸般の政策の徹底と国民精神総動員運動に對する協力を主目標を置き、……政府要路並に民間各方面の有力者に依る特別講演を多く採り入れ」、一九三八年一月以降は午後七時三〇分からの「特別講演の時間」を設けて「国策放送」に充当している。同時に精動運動に關しても特別番組を次々に編成し、特に一九三七年一〇月の国民精神総動員強調週間にあたっては、「毎朝八時『国民朝礼の時間』を設けて国歌、宮城遙拝と共に、有力者の訓話を放送した⁽³⁰⁾。一九三一年度末のラジオ聴取者数一、〇五六、〇〇〇が一九三七年度末には三、

五八四、〇〇〇(一〇〇世帯あたり普及率二六・四)に達していることを考えるならば、その影響力には大きなものがあつたといえるだろう。

しかしながら、この精動運動も少なからぬ限界に直面しなければならなかった。第一には、その官製の・官僚的性格である。この点につき企画院の調査は、「国民精神総動員ノ方法ガ余リニモ形式ニ流レタルヲ面白カラズトセルモノ……アリ。而シテ各種施設ガ余リニモ抽象ニ流シ、形式ニ走リテ、農村ノ実情ニ即セズトナスモノ……又対策施設ヲ為スニ余リニモ六ツケシキ言葉ニ過グルコトヲ難ゼルモノアリ」と精動に対する反応をまとめている。

第二には、民衆の間に長期戦への自覚が欠如していたことである。一九三七年一月から翌年一月にかけて、全国四〇町村を対象として実施された調査⁽³³⁾では、「事変が一日も早く解決する事を希望してゐる」、「寧ろ『仕方がない』との気分にて早く終了することを希望し居れるが如し」、「戦局は比較的短期間に收拾せらるべきものと予想し居り」、「『相手は支那だ、もう直だ』と云ふ考へもある。一般の気持としては早く片附く様に思つてい

る」、「一般には時局の非常性、膨大性?、深刻さは分明にされてゐない」等々の傾向が指摘されているのである。また兵庫県の場合も、各家庭内における実践の不充分さの原因を、「一面に於ては従来事態に対し幾分樂觀的觀察を下せるに因るものとも認めらるる」としている⁽³⁴⁾。

3 長期戦への移行

日本帝国主義の必死の戦争努力にもかかわらず、中国軍民のねばり強い抵抗によって日中戦争は長期戦の様相を呈し始める。一九三八年一月一六日、政府は中国との和平交渉を打ち切り、国民政府を「対手」にせずとの第一次近衛声明を発表、続いて二〇日の閣議は、「国策大綱」⁽³⁵⁾を決定したが、これは、「向後数年ニ亘ル非常時ヲ目標トシ」、「国家総動員態勢ヲ完成スルト共ニ今後一層軍備ノ充実ヲ図ル」ことを狙いとするものであった。

こうした中で、国家総動員法制定の動きが具体化してゆく。すでに資源局は、一九三七年九月の臨時議会に提出する目的をもって同法の原案を作成していたが、「国家総動員法のやうな画期的な歴大な法律をこの五日間に協賛しろと議会に求めるのは無理」という意見が政府部内で多数を占め、その提出が見送られていた⁽³⁷⁾。「挙国一

致」の枠組を保持するための政府の慎重な対応をみてとることができよう。しかし、全面戦争の本格化に伴い企画院が同法の制定を強く要求し、「陸軍においては整備局並に軍務局軍務課の政策班を中心とする分子、海軍でも同様の分子の支援があり」⁽³⁸⁾、議会への提出が決定、結局、一九三八年の第七三通常議会において政府案が無修正で可決された（四月一日公布）。財界も同法の制定には反対の意思表示をなさず、これを黙認した。同法制定の推進力はいうまでもなく軍部であったが、重要なことは文官テクノクラートもこれに同調したことである。当時の企画院総務部書記官内田源兵衛は、「軍の要請があらうとなかろうと」同法制定の必要性を認識していたとしており、また、法案のとりまとめの中心となったのは、植村甲午郎企画院調査部長であった。⁽⁴⁰⁾

他方、一九三七年上半期の輸入激増に対処するため実施された輸入制限政策は、一九三八年上半期の輸出減退をもたらし、日本の戦争経済は深刻な動揺に直面していた。⁽⁴¹⁾ また、一九三七年一〇月に示達された第一次陸軍軍需動員の実績は、計画量に対し、武器約七〇%、弾薬約六〇%、飛行機約六六%、戦車約二七%等々に止り、こ

れに対し一九三八年三月に下令された第二次軍需動員の計画量は、主要軍需品の一カ月平均整備量において第一次の二―三倍にも達していた。⁽⁴²⁾ 堀場一雄も一九三八年初頭の状況について、「軍需動員の実績率らず、当時既に多年の蓄積に係る対ソ作戦用資材の相当量を消費しある実情なり⁽⁴³⁾」と記している。統制経済の拡大・強化は、もはや必至であった。

財界は、こうした状況に敏感に反応した。四月二十八日の経済連盟会総会で郷誠之助会長は、「我国現下の時局においてはその好むと好まざるとに拘らず相当程度の統制を強めることが、又已むを得ないこと、信ずる⁽⁴⁴⁾」と接拶している。さらに、五月二十六日には近衛内閣の大改造が行なわれ財界の巨頭池田成彬が蔵相兼商相に就任、六月七日には、経済団体連盟常任委員会が、「吾人は大局的見地より同君の手腕と経験とに信頼し、現時局に応処すべき財政経済問題の解決に關し十分なる支援と協力を提供し、素りに不要の煩勞を及ぼさざらんことを期す⁽⁴⁵⁾」との池田支援の申合せを行なった。そして、この新体制の下で六月二三日の閣議では、一九三八年物動計画の大改訂と「国家総動員上緊急ヲ要スル諸政策ノ徹底強行ニ

「断乎各般ノ障碍ヲ排除シ国家存立上緊急ト認ムル左ノ諸方策ヲ強行スルコトトス」として、物価の引下げ、消費節約、配給統制の強化、「貯蓄ノ普及徹底」、「簡素ナル非常時国民生活様式確立」のための「国民運動」などを掲げ、「必要ヲ生ズレバ国家総動員法中ノ一部条項ヲモ発動セシムルコト」を決めていた。

右のような動きの中で、精動運動の強化がはかられる。その特徴は、第一に、戦時財政経済政策上の要請の増大である。四月一九日の閣議では、「国民貯蓄奨励ニ関スル件」⁽⁴⁷⁾が申合わされ、「今後一年間ニ増加ヲ要スル国民貯蓄ノ額ハ約八十億円程度ヲ目標トスルコト」とされた。続いて四月二八日には、「昭和十三年度ニ於ケル国民精神総動員実施ノ基本方針」⁽⁴⁸⁾が閣議決定されたが、これには、「主力ヲ注グベキ実践事項」の第一項に、「国民貯蓄ノ持ツ重大意義ヲ明ニシ之ガ実行並ニ国債ノ応募ヘノ協力ヲ徹底スルコト」が、第二項に、「消費節約ノ励行並ニ废品ノ回収及代用品使用奨励ノ徹底ヲ期スルコト」があげられているのである。そして、この二八日の閣議では、賀屋藏相と吉野商相が、「大蔵、商工、文部、内務

等関係各省間で研究立案せる物的精神総動員運動の具体案」を提案したのであった。⁽⁴⁹⁾民衆動員の面でも大蔵・商工官僚の発言権が増大している状況を物語るものといえよう。

第二には、実践網の整備が本格化することである。この点では、中央連盟の「昭和十三年度事業方針」が、「従来諸種の国民運動が動もすれば一時的、線香花火的に了りたるは畢竟堅実なる実践網を欠如せるに因る」との立場から、「最も実践的恒久的実践網を確立決定し……其の設定を勸奨せんとす」とし、⁽⁵⁰⁾また、先の「昭和十三年度ニ於ケル国民精神総動員実施ノ基本方針」も、「都市ニ於ケル本運動ニ一層ノ努力ヲ払ヒ……之ガ為実践網組織ノ確立ヲ期」すとしていたのである。

第三には、政党のだきこみが一層、強められることである。民政党の高橋守平が、精動運動の開始に際しては政党の側に反発があり、「役人ノ古手ガヤツテヲツテハ駄目ヂヤナイカト云フヤウナ……声サヘ実ハアツタ」と述べているように、政党の中には精動の官製的性格に対する反感が存在していた。そのような中で、この時期、政党との関係の改善がはかられるのである。すなわち、

五月二日、木戸幸一文相は、中島知久平、永井柳太郎政
民両党出身閣僚と会見、「今後政府の行はんとする国民
総動員運動への協力を一段と強化される様努力されたい
旨懇請」し、さらに中央連盟理事に政黨員を増員する件
につき諒解を求めている。これは政府が、「今後は積極
的に政黨員を政府の政策宣伝の大衆的運動に参加せしめ
て実質的に協力の実をあげんと方向に転換して来た
こと」を意味していた。⁽⁵²⁾

こうして六月二日には、中央連盟の理事が増員され、
新たに財界人四名、報道関係者三名、政黨員三名、大
蔵・商工・厚生・農林・通信次官各一名が理事を委嘱さ
れた。⁽⁵³⁾かくして、日本帝国主義は、「挙国一致」体制の
下に、長期戦の泥沼の中へのめり込んでゆくことになる。

- (1) 前掲『大東亜戦争海軍戦史』本紀卷一、三五三頁。
- (2) 前掲「日華事変拡大か不拡大か」。
- (3) 防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 支那事変陸軍作
戦(1)』一九七五年、二六三頁。
- (4) 『昭和十二年九月 思想実務家会同議事速記録』、一九
三七年、一五〇頁。
- (5) 内務省警保局「北支事変ノ影響ニ因ル一般経済界ノ状
況(其二)」、一九三七年(米國返還文書内務省関係、公文

書館所蔵)。なお、政党はこうした統制経済に対する財界
の意向に沿った形で行動している。例えば、八月二三日の
政府との懇談会における政民両党の主張(『東朝』一九三
七年八月二四日付)。

- (6) 原朗「日中戦争期の外貨決済(1)」(『経済学論集』第三
八巻第一号、一九七二年)。
- (7) 中村隆英ほか編『現代史を創る人びと3』、一九七一
年、六八頁。
- (8) 大蔵省大臣官房調査企画課編『閣書戦時財政金融史』、
一九七八年、三一頁。
- (9) 原朗「資金統制と産業金融」(『土地制度史学』第三四
号、一九六七年)。
- (10) 日本経済新聞社編『私の履歴書』第一九集、一九六三
年、二五四頁。
- (11) 前掲『国防経済政策について』、二五二―二六頁。
- (12) 朝日新聞経済部編『戦時体制下の日本経済』、一九三
八年、三七頁。
- (13) 『同盟旬報』第一巻第一号、一九三七年。
- (14) 陸軍大臣官房「国防献金品に就て」(『借行社記事』第
七六六号、一九三八年)。
- (15) 陸軍恤兵部「恤兵寄附金の受領額に就て」(同右、第
七〇八号、一九三三年)。
- (16) 陸軍恤兵部「支那事変恤兵概観」、一九三八年、の付
表による。

- (17) デール・コリントン「日支事変と日本国民」(『文芸春秋』一九三七年九月特別号)。
- (18) 地方長官宛文部・内務次官通牒「国民精神総動員ニ関スル件」、一九三七年九月一日付(国立教育研究所付属教育図書館所蔵『国民精神運動』)。
- (19) 『昭和十二年度国民精神総動員中央連盟事業概要』、四三頁(国民精神総動員本部編『国民精神総動員運動』、一九四〇年)。
- (20) 内閣官房総務課資料「国民精神総動員中央連盟の活動概況」、一九三八年(公文書所蔵)。
- (21) 前掲『支那事変誌』、三七五頁。
- (22) 内閣情報部『国民精神総動員実施概要』第一輯、一九三八年、二三一—二四頁。
- (23) 文部省『自昭和十二年九月至同十三年九月道府県国民精神総動員実施状況』、一九三九年、の「総括表」より集計。
- (24) 一九三七年一〇月九日付会指第三五三号(『帝国在郷軍人会会報』第七号、一九三七年)。
- (25) 『帝国在郷軍人会時報』第九号、一九三七年。
- (26) 一九三八年二月二八日付会指第一二五号(同右第一二五号、一九三八年)。
- (27) 一九三八年二月二八日付会指第一二五号ノ二(同右)。
- (28) 吉見義明／吉田裕編集・解説『資料日本現代史10日中戦争期の国民動員①』、一九八四年、の解説を参照。
- (29) 前掲『自昭和十二年九月至同十三年九月道府県国民精神総動員実施状況』、六二、二六三、三二三、四五一、六〇三、九八一頁。
- (30) 日本放送協会編『昭和十三年ラヂオ年鑑』、一九三八年、六、七、九四、九五頁。
- (31) 日本放送協会編『日本放送史』、一九五一年、三九五、六八五頁。
- (32) 企画院産業部『日支事変下農山漁村実態調査報告』第四輯、一九三八年、五頁。
- (33) 内閣情報部『事変下に於ける農山漁村の思想動向』、一九三八年。
- (34) 兵庫県『国民精神総動員実施状況』第一輯、一九三八年、一〇—一頁。
- (35) 前掲『国家総動員史』資料編第四所収。
- (36) 資源局「昭和十二年度ニ於ケル資源局事務ノ概況報告」、一九三七年(公文書館所蔵『公文雑纂』一九三七年巻四)。
- (37) 朝日新聞社編『総動員法の全貌』、一九三八年、二七頁。
- (38) 唐島基智三『国家総動員法解説』、一九四一年、三三頁。
- (39) 三国一朗編『昭和史探訪③』、一九七五年、三六一—三七頁。
- (40) 植村の回想(日本経済新聞社編『私の履歴書』第三二

集、一九六八年、八四頁。

(41) 前掲「日中戦争期の外貨決済(1)」。

(42) 『戦史室』『戦史叢書 陸軍軍需動員(2)実施編』、一九七〇年、一一九—一二二頁。

(43) 堀場一雄『支那事変戦争指導史』、一九六二年、一四七頁。

(44) 『中外商業新報』一九三八年四月二九日付夕刊。

(45) 『経済連盟』第八卷第三号、一九三八年。

(46) 『公文類聚』第六二編卷七一(公文書館所蔵)。

(47) 前掲『国民精神総動員実施概要』第一輯、三三頁。それはまた、財界の要求でもあった。経済団体連盟は、すでに一九三七年九月二八日に採択した「時局対策ニ関スル意見」の中で、「国債ノ民衆化ニ努メ、貯蓄奨励施設ヲシテ十分ニ其効果ヲ發揮セシムベキコト」を主張している(『経済連盟』第七卷第四号、一九三七年)。

(48) 同右、三四—三六頁。

(49) 『同盟旬報』第二卷第一二号、一九三八年。なお、貯蓄奨励運動など、「経済戦」に果した精動の大きな役割については、須崎慎一「翼賛体制論」(鹿野政直・由井正臣編『近代日本の統合と抵抗4』、一九八二年)、坂本雅子「戦争と財閥」(中村政則編『体系・日本現代史』第四卷、一九七九年)を参照。

(50) 『昭和十三年度国民精神総動員中央連盟事業概要』、一六頁(前掲『国民精神総動員運動』)。

(51) 国民貯蓄奨励局『昭和十三年六月 国民貯蓄奨励委員会議事録(一)』、一五九頁(大蔵省財政史室所蔵)。

(52) 『同盟旬報』第二卷第一三号、一九三八年。

(53) 前掲『昭和十三年度国民精神総動員中央連盟事業概要』、一一—一三頁。

おわりに

芦溝橋事件の勃発は、日本帝国主義支配層に華北武力制圧のための恰好の口実を与えた。のみならず、軍部・官僚は、現地情勢の推移や戦局の見通しにほとんどらわれることなく、「事変」を「国防国家」構想を現実化するための好機として利用し、財界・政党も「国防国家」への推転を基本的に受け入れる。軍部内においては長期戦のための作戦指導が欠如しており、戦争の短期終結の見通しが強かったにもかかわらず、本格的な戦時体制への移行がきわめて迅速に行なわれた事実は、右の事情を一層、浮きぼりにする。そして、開戦に伴う急速な「挙国一致」体制の現出という事態の一つの背景にあるものは、日中戦争前にすでに成立していた軍・財・官・政の「抱合」であり、具体的には、「国防国家」構築に

関する諸勢力間の合意形成に他ならなかった。⁽¹⁾

同時に、戦争の開始に伴う本格的統制経済への移行は、実際面では様々な軋轢を伴いながらも、可能な限り財界の「自治的統制」を尊重して行なわれ、その枠の中で財界も政府への協力を積極化する。内閣情報部・内閣参議・企画院の設置、財界巨頭の大蔵省顧問任命、国家総動員法の公布など、「第一次近衛内閣による権力集中」⁽²⁾ 国家機構の再編成⁽³⁾も、こうした「抱合」の上に行なわれたものであった。ここでは、かつて軍部が志向したような内閣制度や議会制度の根本的改革は事実上、後景に

退き、日中戦争前に形成された「抱合」の枠組を保持し

つつ、なしくずし的に権力の集中がはかられたのである。

こうして、以上のような「抱合」の上に、「国防国家」

|| 日本ファシズム国家への推転が開始されてゆく。

(1) 「下村定大将回想答録」、一九三九年(白井勝美ほか編『現代史資料9』、一九六四年)。

(2) もちろん、日中戦争の勃発自体が排外主義の高揚とも相まって、こうした「抱合」を現実化させ、これを一層、強化する役割を果たしたことは否定できない。

(3) 木坂順一郎「日本ファシズム国家論」(木坂順一郎編『体系・日本現代史』第三巻、一九七九年)。